

1 立地適正化計画とは

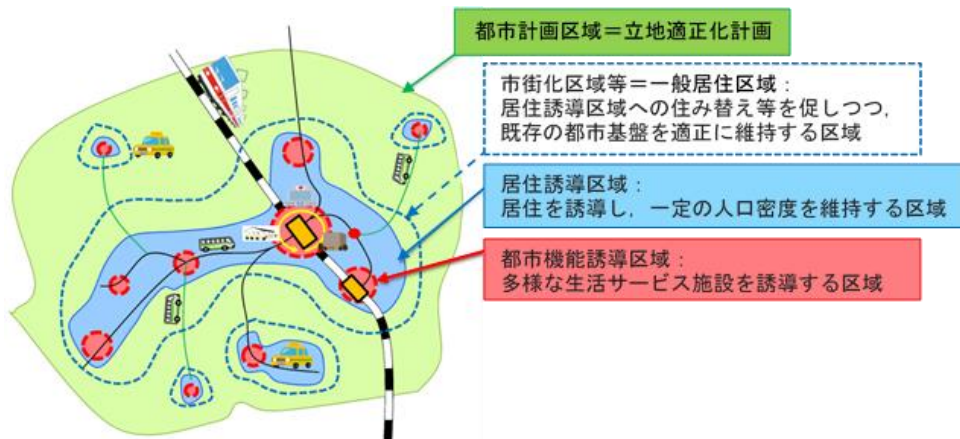
人口減少に伴い、病院や福祉施設、スーパーマーケットなどの「生活サービス施設」の提供や持続可能な都市経営が困難になることが予想されている状況です。

このような状況に対応するため、「まち」のなかにある「生活サービス施設」がまとまって立地し、これらの施設に徒歩や公共交通等により、容易にアクセスできるような、「コンパクト+ネットワーク」の考えに基づいた「まちづくり」を進めていき、人口減少が進む状況においても、一定の人口密度を保つことで、日常生活の利便性の維持・向上を目指す必要があります。

呉市では、これらの考え方をまとめたものを「呉市立地適正化計画」として令和2年9月に策定しています。

（１）立地適正化計画で定める内容

- ・「住宅」と「生活サービス施設」の立地の適正化に関する**基本的な方針**
- ・**居住誘導区域**（「住宅」を誘導し、一定の人口密度を維持する区域）
- ・**都市機能誘導区域**（「生活サービス施設」を誘導する区域）
- ・**誘導施設**（誘導する「生活サービス施設」の種類）
- ・**誘導施策**（「住宅」や「生活サービス施設」を各区域に誘導するための取組）
- ・**防災指針**（「住宅」や「生活サービス施設」を各区域に誘導するための防災に関する指針）



（２）計画期間とまちづくりの理念・方針・取組内容

本計画の計画期間は令和17年としています。

また、まちづくりの理念と方針、取組内容を次のとおり定めています。

《まちづくりの理念》

つながり、にぎわい、誰もが住み続けたい都市「くれ」～人が中心、安全で持続可能な都市を目指して～

《都市計画区域外におけるまちづくりの方針》

- 各地域の特性・役割に応じた生活サービス施設を適正に配置することで、生活利便性の維持に向けたまちづくりを推進します。
- 防災・減災施設の整備、災害の発生のおそれがある区域の周知、避難態勢の強化等に取り組み、安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- 空き家の有効利用、農水産業等の担い手の育成、新規就業者支援等により、子育て世代等の移住を促し、多様な価値観やライフスタイルに対応できるまちづくりを推進します。
- 日常の移動需要（通学・通勤・通院・買い物）を満たす交通サービスを確保します。

《取組内容》

- ・呉市公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設の適正配置
- ・道路や公園、上下水道等の暮らしを支える社会基盤の適正な維持・管理
- ・危険空き家の除却
- ・住み替えや適正な跡地管理の支援策の検討
- ・公共交通軸の強化
- ・地域の実情に応じた生活交通の展開

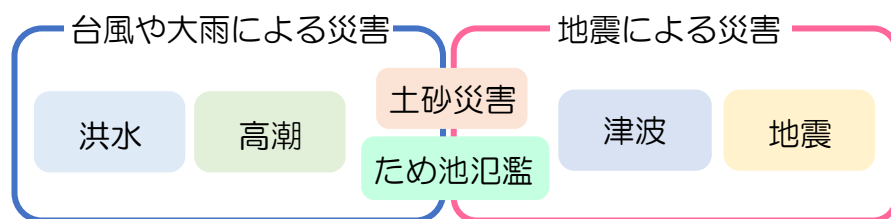
2 改定内容（防災指針の追加）

防災指針とは？

呉市に指定・公表されている土砂災害や浸水等の区域を示した「災害ハザード情報」と、建物や避難所の分布状況等の「都市の情報」を重ね合わせることで、災害リスクの「見える化」を行い、地域が抱える防災上の課題から、**防災まちづくりに向けた将来像や目標**などを明確にし、ハード・ソフトの両面からの対策を位置付けた方針のことです。

（１）使用した災害ハザード情報と都市情報

■災害ハザード情報



■都市情報

- ・建物に関する情報
- ・避難所の分布状況
- ・医療、福祉施設の分布状況
- ・上下水道施設の分布状況
- ・緊急輸送道路
- ・大規模盛土造成地

（２）防災まちづくりの将来像

多様な主体が相互に連携し、地域の防災力の向上による、安心して住み続けられるまちづくり
～市民・事業者・市・県・国が共に災害リスクを認識し、それぞれの役割で共に助け合う～

（３）防災まちづくりに向けた取組方針と具体的な取組

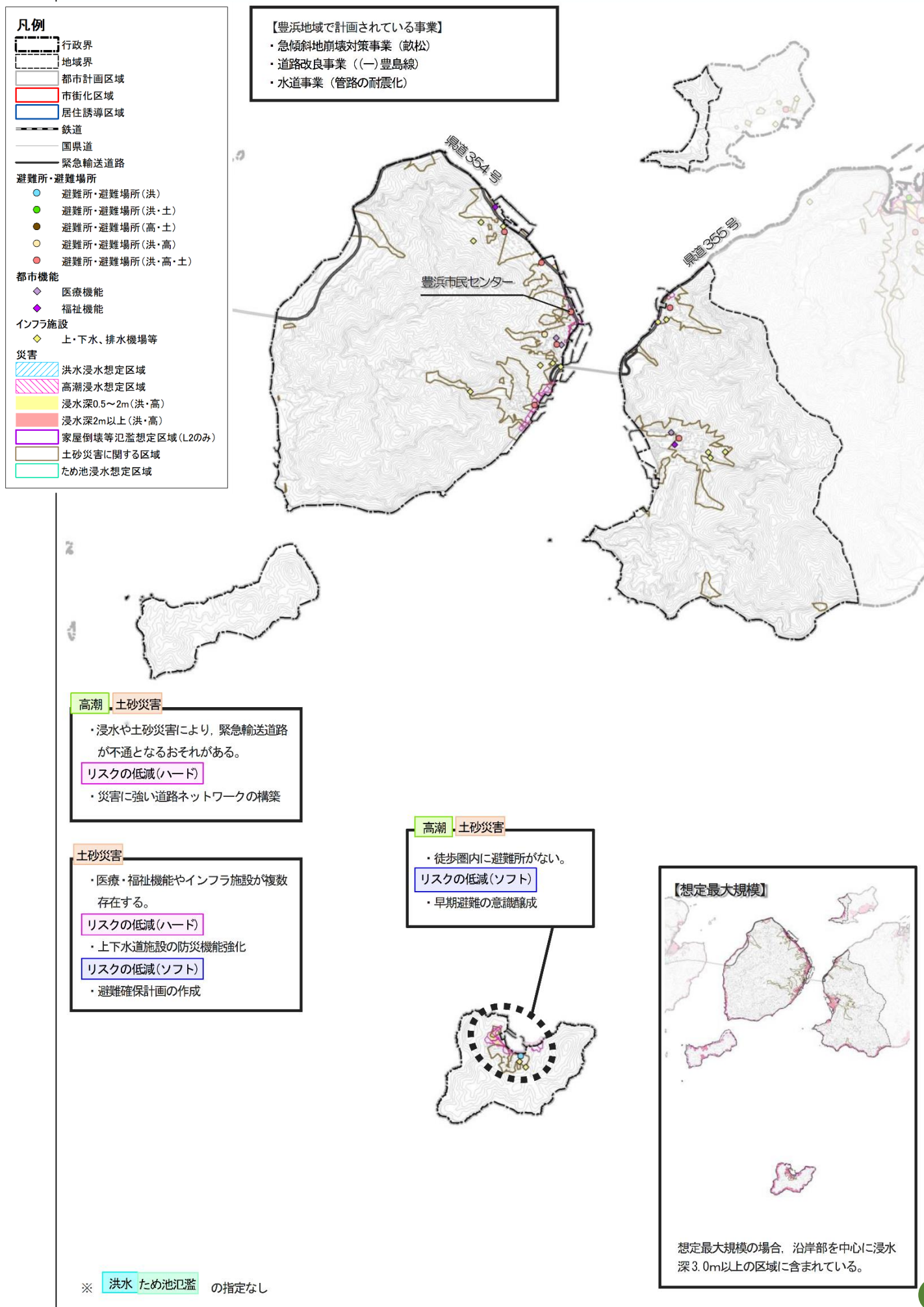
地域が抱える防災上の課題を踏まえて、次のとおり取組方針と具体的な取組を定めます。

対策の分類	取組方針	具体的な取組
リスクの回避	都市的土地利用の抑制	土砂災害特別警戒区域の市街化調整区域への編入
	定住・移住の促進	災害リスクの低いエリアへの住み替えの促進
リスクの低減（ハード）	流域治水の促進	流域治水プロジェクトに基づいた事前防災対策
	都市基盤の整備	河川改修の促進
		海岸保全施設の整備
		土砂災害対策の推進（砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業）
		災害に強い道路ネットワークの構築
		住宅・建築物の耐震化や老朽空き家の除却の促進
	防災拠点の機能強化	市役所・市民センター等の機能強化や呉駅における防災拠点機能の整備
リスクの低減（ソフト）	孤立予想集落の災害予防対策	救援体制の充実、孤立に強い集落づくり
	地域防災力の充実・強化	自主防災組織の結成・育成の促進
	早期避難の意識醸成	防災情報メールの登録促進、防災行政無線の機能強化等
	流域治水の促進（再掲）	流域治水プロジェクトに基づいた事前防災対策（再掲）
	防災・減災知識の普及啓発	ハザードマップや避難の手引の周知
	ため池の適正管理	農業利用するため池の管理体制の確保

防災まちづくりを実現するために、お住まいの地域で取り組まれていることや、必要と考えている防災・減災対策等について、ご意見をお聞かせください。

豊浜地域における災害リスクの分析と取組方針

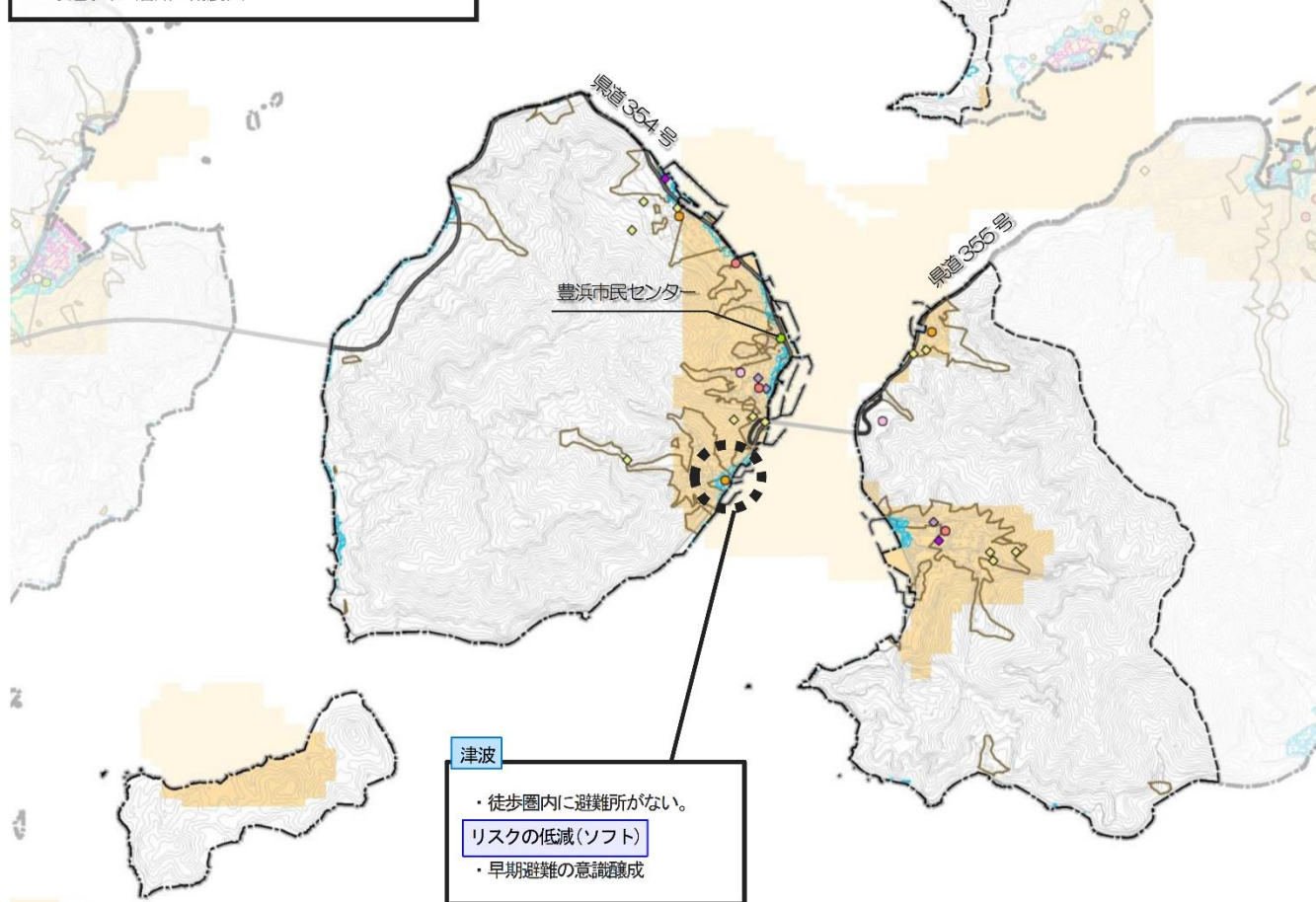
I. 台風や大雨を起因とした災害：洪水×高潮×土砂災害×ため池氾濫



Ⅱ. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×地震×ため池氾濫

【豊浜地域で計画されている事業】

- ・急傾斜地崩壊対策事業（畝松）
- ・道路改良事業（（一）豊島線）
- ・水道事業（管路の耐震化）



土砂災害、津波

- ・土砂災害や津波により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。

リスクの低減(ハード)

- ・災害に強い道路ネットワークの構築

土砂災害

- ・医療・福祉機能やインフラ施設が複数存在する。

リスクの低減(ハード)

- ・上下水道施設の防災機能強化

リスクの低減(ソフト)

- ・避難確保計画の作成

土砂災害、津波

- ・徒歩圏内に避難所がない。

リスクの低減(ソフト)

- ・早期避難の意識醸成

凡例

- 行政界
- 地域界
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 鉄道
- 国県道
- 緊急輸送道路
- 避難所・避難場所
 - 避難所・避難場所(土)
 - 避難所・避難場所(津)
 - 避難所・避難場所(地)
 - 避難所・避難場所(土・地)
 - 避難所・避難場所(津・地)
 - 避難所・避難場所(土・津・地)
- 都市機能
 - 医療機能
 - 福祉機能
- インフラ施設
 - 上・下水、排水機場等
- 大規模盛土造成地
 - 大規模盛土造成地
- 災害
 - 津波災害警戒区域(基準水位)2m未満
 - 津波災害警戒区域(基準水位)2m以上
 - 最大震度6
 - 土砂災害に関する区域
 - ため池浸水想定区域

※ ため池氾濫 の指定なし